平成２９年（フ）第４５号
岐阜県中津川市駒場1623番地の14
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４７号
岐阜県中津川市落合1428番地の２
債務者　浅倉　好子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１４４号
長崎県長崎市秋月町17番７号
債務者　髙田　竜馬
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
長崎県長崎市葉山１丁目38番15号　サンパール葉山306号
債務者　濵崎　一史
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
長崎県長崎市大橋町９番１―1203号
債務者　釜山　愛子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
長崎県長崎市柳田町11番地　セレニティ12江川館、旧住所長崎市西海町1693番地２　岳本アパート201
債務者　田崎　弘明
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台10番15号
公住113―444
債務者　城　　達也
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台10番15号
公住113―444
債務者　城　みゆき
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
青森県八戸市日計１丁目５番Ａ１―26号　市営住宅、前住所青森県弘前市大字中野２丁目９番地７　コーポサトウ中野206号
債務者　川村　剛治
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
青森県八戸市下長４丁目７番13―23号　県営住宅
債務者　菊地　博晃
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
仙台市若林区新寺３丁目７番40―102号
債務者　阿部夕希子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
仙台市宮城野区幸町２丁目３番18―401号、従前の住所仙台市太白区鈎取本町１丁目17番33―202号
債務者　加藤絵理奈
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
仙台市若林区若林７丁目10番13号　第１久栄コーポ103
債務者　菊地　薫代
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
仙台市若林区中倉１丁目16番１―101号
債務者　杉本　和子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区銀杏町29番25―203号
債務者　浅野　修枝（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市鶴沼25番地　本荘コーポ303
債務者　茂木　佳奈（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部